

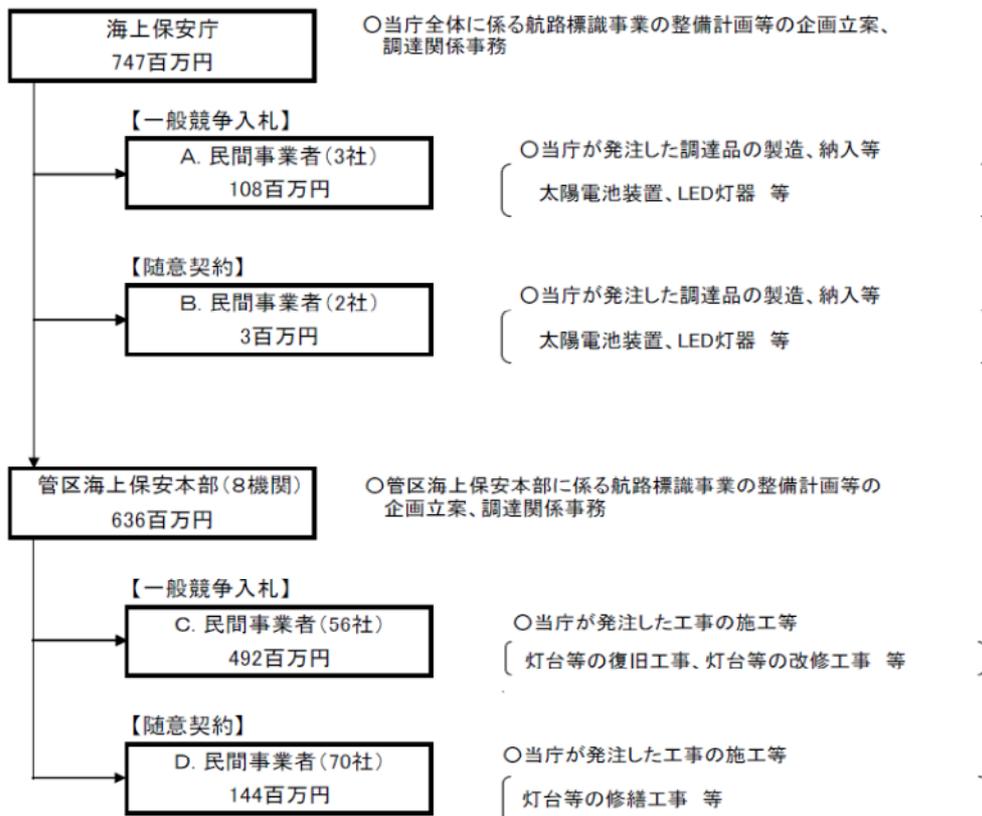
平成25年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	航路標識整備事業費（東日本大震災関連）		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23～		担当課室	企画課		課長 野澤 和行		
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、24号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災で被災した航路標識の復旧を行っている。 また、特に緊急性の高い東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生が想定される地域について、地震や台風などの自然災害及びこれに伴う停電に影響されず標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(航路標識の耐震・耐波浪補強及び自立型電源化(太陽電池化))を行っている。 本事業については、平成25年度以降は、被災した航路標識の復旧については復興庁一括計上の復興特別会計(航路標識整備事業(被災地分):新25-49)に、また、航路標識の防災対策については国土交通省計上の一般会計(航路標識整備事業:201)に計上している。このため、本事業単位は平成24年度限りで廃止。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	-	-	283			
		補正予算	-	3,204	-			
		繰越し等	-	△ 2,013	1,858			
	計	-	1,191	2,141				
	執行額	-	1,141	747				
執行率(%)	-	95.8%	34.9%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)		成果実績	隻	2,380	2,508	2,234	-
			達成度	%	-	-	-	
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)		成果実績	隻	0	0	0	-
		達成度	%	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	航路標識整備事業の実施箇所数		活動実績(当初見込み)	箇所	-	163 (0)	55 (55)	- (0)
単位当たりコスト	13.6 (百万円/箇所)		算出根拠	航路標識整備事業1箇所あたりのコスト 24年度の執行額/実施箇所数				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	計	0						

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	航路標識の整備は、外国船を含む全ての船舶の海難を未然に防止し、これら船舶の人命及び財産の保護に資するための事業であることから、国が実施する必要があり、かつ、優先度が高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	事業実施にあたって、契約全体のうち約20%は法令の規定により随意契約を行っているが、その他の約80%は競争入札を行うことにより競争性を確保するとともに、入札結果を公表している。 不用率が約60%となったのは、防波堤の復旧見込みが立たず着工できなかった防波堤灯台の復旧に要する経費が不用となったためである。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	活動実績について、航路標識の施設・機器の整備は、以下に掲げる施策ごとに計画を策定し適切に事業を遂行しており、船舶航行の指標として十分に活用されている。 ・被災した航路標識の復旧 ・航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、自立型電源化)	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>本事業は、東日本大震災で被災した航路標識の復旧を実施しているほか、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び中央防災会議において決定された、特に緊急性の高い地域における航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、自立型電源化(太陽電池化))を実施している。 なお、耐震補強または耐波浪補強を施すことによって、航路標識の長寿命化につながり、建替え等の整備コストを縮減できる。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた改善点】 仕様書について、業者への聞き取り調査を実施し、新規参入を阻害している項目等を改正することにより入札希望者の拡大を図っている。</p>				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善	競争入札の実施により競争性の確保に努めており、支出先上位10者リストからは入札希望者の拡大が確認できる。前回指摘事項が改善されつつあるものの、引き続き調達競争性に関する改善が必要である。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-	平成24年度で廃止。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	60	平成24年	535

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.セナーアンドバーンズ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	56			
計		56	計		0
B.株式会社光電製作所					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	2			
計		2	計		0
C.サトー総合サービス株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	灯台改良改修工事	68			
計		68	計		0
D.ベルウッド電気株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	灯台機器改良改修工事	10			
計		10	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	LED灯器等購入	56	2	98
2	日本光機工業株式会社	太陽電池装置等購入	23	2	93
3	株式会社光電製作所	蓄電池等購入	2	5	96
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社光電製作所	蓄電池等購入	2	随意契約	—
2	日本光機工業株式会社	太陽電池装置等購入	1	随意契約	—
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サトー総合サービス株式会社	灯台改良改修工事	68	3	79
2	ベルウッド電気株式会社	灯台改良改修工事、灯標等機器改良改修工事、標体整備	30	1	98
3	若築建設株式会社	灯台改良改修工事	25	1	99
4	鈴木工務店株式会社	灯台改良改修工事	25	1	95
5	トラスト建設株式会社	灯台改良改修工事	23	1	88
6	河津建設株式会社	灯台改良改修工事、灯台機器改良改修工事	22	2	98
7	明正建設株式会社	灯台改良改修工事	20	1	96
8	セナーアンドバーンズ株式会社	FRP灯塔製造	19	2	98
9	三宅島建設工業株式会社	灯台改良改修工事	16	1	98
10	宮本建設工業株式会社	灯台改良改修工事	16	2	100

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ベルウッド電気株式会社	灯台機器改良改修工事	10	随意契約	—
2	東華建設株式会社	灯浮標復旧工事	7	随意契約	—
3	鈴木工務店株式会社	灯台改良改修工事	6	随意契約	—
4	大勝株式会社	灯台改良改修工事	5	随意契約	—
5	設楽電気株式会社	灯台機器改良改修工事	5	随意契約	—
6	菱星システム株式会社	灯台機器改良改修工事	5	随意契約	—
7	有限会社清水電気工事店	灯台機器改良改修工事	4	随意契約	—
8	大平電気工業株式会社	灯台機器改良改修工事	4	随意契約	—
9	黒潮電機株式会社	灯台機器改良改修工事	3	随意契約	—
10	協和建設工業株式会社	灯台改良改修工事	3	随意契約	—